

徳島県規則第三号

徳島県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

徳島県生活環境保全条例施行規則（平成十七年徳島県規則第三十号）の一部を次のように改正する。

別表第七の3中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。